

京都市教職員の給与の額の特例に関する条例の一部を改正する条例（令和3年12月20日京都市条例第27号）（教育委員会事務局総務部教職員人事課）

- 1 諸般の状況により、次のとおり、現在実施している京都市教職員の給与、勤務時間等に関する条例の給料表の適用を受ける教職員（再任用教職員等を除く。）の給料の額の特例措置の期間を延長することとしました。

区 分	改 正 前	改 正 後
校長及びこれと同等の職にある者	令和4年3月31日まで	令和5年3月31日まで
教頭、主幹教諭及びこれらと同等の職にある者		令和4年10月31日まで

- 2 この条例は、公布の日から施行することとしました。

京都市教職員の給与の額の特例に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和3年12月20日

京都市長 門川大作

京都市条例第27号

京都市教職員の給与の額の特例に関する条例の一部を改正する条例

京都市教職員の給与の額の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条各号列記以外の部分中「令和4年3月31日」を「令和4年10月31日（同号に掲げる教職員にあっては、令和5年3月31日）」に改める。

附則第2項中「令和4年3月31日」を「令和5年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(教育委員会事務局総務部教職員人事課)